

令和5年第3回定例教育委員会会議録（要旨）

開会日 令和5年3月15日
場 所 市役所406会議室
時 間 午後3時30分 開会

（出席委員）

豊田教育長、鈴木（君）委員、渡邊委員、滝委員、鈴木（千）委員

（欠席委員）

なし

（委員以外の出席者）

松本教育部長、川和学校教育課長、石井生涯学習課長、手塚学校給食センター所長、
宇梶図書館長、樫村教育総務課長、中野教育総務課課長補佐、矢吹教育総務課主事

（次 第）

- ・議 事 議案第 9 号 北茨城市教育委員会会議傍聴人規則及び北茨城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 議案第10号 北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則について
- 議案第11号 北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について
- 議案第12号 北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則について
- 議案第13号 北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例施行規則について
- 議案第14号 令和5年度定期人事異動に伴う校長の任免の内申について
- 議案第15号 北茨城市立学校医の委嘱について

- ・ 報告事項
 - (1) 市内の放射線状況について
(学校給食センター)
 - (2) 3・4月の教育委員行事日程について
 - (3) その他

教育総務課長

定刻となりましたので、令和５年第３回定例教育委員会を始めます。はじめに、豊田教育長より御挨拶と教育長報告をお願いいたします。

(教育長からの挨拶、教育長報告)

教育総務課長

ありがとうございました。ただいまの教育長からの御報告について御質問等ございましたらお願いいたします。

滝委員

不登校についてですが、すごい数字になっていますね。

教育長

県北でも1月末で1.8%というような発生割合に対し、本市では1.5%、中学校においては県北で6.6%という割合に対し、本市では8.5%ということです。現在の状況としては、様々な要因があると思いますが、それだけ子どもたちが悩んでいたり、魅力ある学校づくりを、さらには学校生活を適切に送りたいということと受け止めております。確かに数字的には多いと思いますが、支援していきます。

滝委員

支援センターを活用して、学校に通い始められている児童生徒はどのくらいいますか。

教育長

小学生は4名、中学生が17名いますが、そのうち10名が学校復帰できています。

滝委員

年度が替わる新しいスタートというのは大きなチャンスだと思いますので、復帰できるようなきっかけに出来ればいいですね。発生してから対応というのは難しいので、発生しないような取り組みをしたいです。コロナによって、人と接することの難しさに、気が付かないうちにはまり込んでいるということもありますので、大人として学校として何かできないですかね。

教育長

中学校に限って言えば、学校に来ることはできても教室に入れない子が各学校10人ほどいます。どんな取り組みをしているか学校教育課長お願いします。

学校教育課長

中学校には校内教育支援センターという教室に入れない生徒の居場所づくりを目的としたものがございます。生徒の登校時間やどういう風に過ごすかを自分で決め、この時間帯ならこういった教科を受けることができるという具体的な時間割を提示し、その中から自己選択をし、学習支援を受けているところもあります。また、1人1台タブレットを支給されているので、所属しているクラスの授業を別室で校内リモートをすることで学習しているというケースもあります。各学校では学校復帰を目指し、関わることで何名も学級に戻れたという報告をいただいています。

鈴木（君）委員

卒業式に出席した際、何名か返事がなかった子がいました。校長先生から卒業式には出席できなかったが、その後の保護者との行事には出席するので、その際に卒業証書を渡すということをお聞きし、先生たちも頑張っていらっしゃるのだと安心しました。

渡邊委員

不登校はなかなか良い方向に動いてくれず、要因も分析されていると思いますが、児童生徒はスクールソーシャルワーカーや心の教室相談員と校内でのコンタクトが取れているのでしょうか。中学校の話が出ましたが、小学校からの継続であったり、コロナや様々な要因があると思います。県北でも増えてきているので、市単位ではなく、県北としてさらなる専門家の分析も必要なのかなと思います。心のことなのですぐには難しいでしょうが、学校生活を有意義に過ごさせてあげたいですね。施政方針や教育費予算のお話がありましたが、これだけの割合があるので、そこを踏まえて教育行政を行っていかねばいけないなと思いました。

教育長

ここ3年間の推移を見ますと、小学生は令和2年に13人、昨年は25人、今年は32人、中学生は令和2年に36人、昨年は73人、今年は87人でした。令和2年から令和3年の1年間で2倍に増えたため、令和3年から令和4年にかけては新規の不登校生を出さないように、各小中学校は努力を重ねてきています。

解消ということには至っていませんが、1人1人に応じてどういった支援が必要なのか取り組んでいます。子どもと保護者、学校、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、子育て支援課と連携をとっていますが、うまくいっていないのが現状だと思います。不登校の根絶に向けては一層取り組んでまいります。

渡邊委員

文書のAの通知については、小学校の低中学年の児童にも周知はしているのですか。

教育長

文書の対象が県内全ての公立学校に通う児童生徒及び保護者ということなので周知しています。

教育総務課長

そのほか御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

(質問等無し)

無いようですので、それでは次に参ります。ここからの議事進行については教育長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議案第9号 北茨城市教育委員会会議傍聴人規則及び北茨城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について)

教育長

教育総務課からお願いします。

教育総務課長

(議案第9号 北茨城市教育委員会会議傍聴人規則及び北茨城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、朗読。)

はじめに、教育委員会会議傍聴人規則ですが、今回の改正趣旨は、現代社会にそぐわない規定について見直しを行うというものです。大きな変更点は3点ございます。

1点目、傍聴手続きについては、現在、別記様式に則り、傍聴する際に住所、職業、年齢、氏名を書きいただいておりますが、傍聴人の方からいただく情報を、個人情報保護の観点から必要最小限のものとするため、職業、年齢は記載不要とし、住所・氏名等を記入するものに改めます。

2点目、傍聴の禁止、傍聴を許可できない者として「精神に異常があると認められる者」と規定しておりましたが、障害者差別解消法の「不当な差別的取り扱い」に該当すると考えられることから、この表記を削除します。

3点目、傍聴人の遵守事項として、「帽子をかぶらないこと」と規定しておりましたが、多様性の時代にそぐわない規定であり、病気等の理由によりやむを得ず帽子を着用していることも想定されることから、この表記を削ります。

そのほか全体にわたり文言等の整理と、別記様式を削ることとするものです。

続きまして、北茨城市教育委員会会議規則の一部改正です。傍聴については、現在、傍聴の手続き等が規定されていますが、これらは先の傍聴人規則において規定されていることから、会議規則においては傍聴することができると改めるものです。施行日は公布の日からとなります。説明については以上でございます。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

渡邊委員

秘密会というのはあまり良くないなと思ったのですが、人事案に対する非公開の第11条が有効という意味ですね。名簿は削除するので、B5と書かれているものはなくなるとのことですか。

教育総務課長

はい。一切記載はなくなります。

教育長

そのほか御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認いたします。

(議案第10号 北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の施行期日を定める規則について)

(議案第11号 北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則を
廃止する規則について)

(議案第12号 北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例の施行期日を
定める規則について)

教育長

生涯学習課よりお願いいたします。

生涯学習課長

議案第10号から議案第12号につきましては、雨情の里スポーツ広場及び華川スポーツパークに関する条例及び規則の施行日に関する議案ですので一括で御審議いただければと思います。

(議案第10号 北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則について、朗読。)

北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、令和4年第3回議会で可決されましたので、その施行日を令和5年4月1日に定めるものです。

(議案第11号 北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について、朗読。)

北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、それに関する条例施行規則を令和5年4月1日をもって廃止するものです。

(議案第12号 北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則について、朗読。)

北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例を設置する条例につきましては、令和4年第4回議会で可決されましたが、その施行日を令和5年4月1日に定めるものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第13号 北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例施行規則について)

教育長

生涯学習課よりお願いいたします。

生涯学習課長

(議案第13号 北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例施行規則について、朗読。)

本規則は、北茨城市華川スポーツパークの設置及び管理に関する条例で定めるもののほか必要な事項を定めるものです。第2条では、施設の利用時間及び休業日を定めております。グラウンドゴルフ場及びスケートボード場につきましては、午前9時から午後5時まで、体育館については午前9時から午後9時まで利用することができます。休業日につきましては12月29日から1月3日までと定めております。第3条及び第4条につきましては、利用する場合の申請等について定められており、またそれに伴う様式等についても定めております。なお、本規則の施行日は令和5年4月1日でございます。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第14号 令和5年定期人事異動に伴う校長の任免の内申について)

教育長

教育総務課よりお願いいたします。

教育総務課長

(議案第14号 令和5年定期人事異動に伴う校長の任免の内申について、朗読。)

県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。令和5年4月1日付、北茨城市立小・中学校教職員の人事異動につきまして、茨城県教育委員会へ内申の手続きを行うため、教育委員会の権限に属する校長の任免について承認を求めるものです。教育長より内示につきまして御説明をお願いいたします。

教育長

お手元に人事異動の概要と管理職一覧の案が配付されているかと思いますが、異動の内示書をお配りしますので回覧ください。

(別紙議案書に基づき説明)

御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第15号 北茨城市立学校医の委嘱について)

教育長

教育総務課よりお願いいたします。

教育総務課長

(議案第15号 北茨城市立学校医の委嘱について、朗読)

このたびの学校医の委嘱につきましては、精華小学校の学校医の退職に伴い、北茨城地区医師会からの推薦を受け、学校医をお願いするものです。委嘱日は、令和5年4月1日です。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認いたします。

議事につきましては以上で終わります。

(報告事項(1) 市内の放射線状況について)

教育長

続きまして、報告に入ります。学校給食センターから報告をお願いします。

学校給食センター長

給食全量にかかる放射能測定結果と茨城県産等生鮮食材についての結果ですが、検出されておりません。以上です。

教育長

放射線状況につきましては、ただいまの報告のとおりです。

(報告事項(2) 3・4月の教育委員行事日程について)

教育長

教育総務課から報告をお願いします。

教育総務課長

3月及び4月の教育長及び教育委員の行事について御案内いたします。3月の行事日程につきましては、3月31日(金)午前9時00分から406会議室におきまして令和5年第1回臨時教育委員会を開催します。2つ目、同日午後2時00分から市役所4階会議室において退職教職員の辞令伝達式を行います。教育委員の皆様には御出席をお願いいたします。お手元に辞令伝達式の御案内をお配りしておりますので御覧ください。なお、転出者等の教職員の辞令につきましては、各校の校長先生から辞令書を渡していただくことになります。

続きまして、4月の行事日程になります。4月3日(月)午後1時30分から昇任者ならびに新規採用教職員の定期人事異動辞令伝達式を市役所4階会議室において行います。こちらにつきましても退職者の辞令伝達式同様に教育委員には出席をお願いいたします。なお、ほかの教育委員会からの転入者等の教職員の辞令は各校の校長先生から

辞令書を渡していただくことになります。2つ目、4月7日（金）市内小学校の入学式が挙行されます。教育委員の皆様には御出席いただき、祝辞をお願いしたいと思います。祝辞については、早ければ3月31日の臨時会の際に渡せればと思っております。遅くても、4月3日までには御用意させていただきたいと思っております。3つ目、20日（木）午後2時00分から第4回定例教育委員会を406会議室において開催したいと思いますが、御都合はいかがでしょうか。

各委員

大丈夫です。

教育総務課長

それでは4月20日（木）午後2時00分からの開催としたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。4つ目、まだ開催の通知が届いておりませんが、例年ですと令和5年度県北市教育委員会連絡協議会の定期総会が4月に開催されております。詳細が分かり次第日程等御連絡いたしますので、御承知おき願います。

次ページにおいて4月の教育委員会における主な行事予定をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。以上です。

教育長

4月の教育委員の行事日程等については以上ですが、よろしいでしょうか。

（質問等なし）

無いようですので、その他に入ります。最初に2学期検討のアンケートについて、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

前回定例教育委員会において滝委員から御質問がありました「学期検討に関するアンケート 主な自由記述へのQ&A」について、教職員向け及び保護者向けの資料を御用意しました。詳しい内容につきましては、お時間のある時に御覧いただければと思います。質問の多かったものに対する回答となっており、こちらの資料はそれぞれに配布しております。

教育長

後ほど、御覧いただき、御質問等あれば次回によろしくをお願いいたします。

続いて、学校運営協議会活動報告並びに準備会の進捗状況について生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課

令和4年度学校運営協議会活動報告並びに準備会の進捗状況について御報告いたします。今年度の学校運営協議会について、関本小中学校及び常北中学校の取組について1、2ページにまとめております。3ページにつきましては、学校運営協議会の準備会の進捗状況です。令和5年度から市内全ての小中学校において、学校運営協議会を導入するにあたり、スムーズに開催できるよう12の小中学校で準備会を開催いたしました。御確認いただければと思います。

教育長

御質問等あればお願いします。

(質問等無し)

それでは、次回に御質問いただければと思います。

続いて、インフルエンザの状況について教育総務課からお願いします。

教育総務課長

令和4年度シーズンのインフルエンザ発生状況について御報告します。これまでに、児童・生徒45名がインフルエンザに感染しております。本日は、小学校12名、中学校1名あわせて13名が欠席している状況です。明德小学校におきましては、3月8日に初めて2人のインフルエンザ感染が確認されてから発症者が急増し、4年生において、昨日から本日までの2日間学級閉鎖の措置を講じています。報告は以上です。

滝委員

インフルエンザの場合は、学級で何人感染したら、学級閉鎖となるのですか。

学校教育課長

季節性インフルエンザは、学級内で20%の感染確認ができた場合、学校医と学校が相談し、学級閉鎖措置を取るか、また何日間の学級閉鎖をするか決定し、委員会に報告することになっています。ちなみに発症した日を0とし、5日間の出席停止、かつ解熱後2日間のどちらも満たさないと出席はできません。コロナウイルスと違い、濃厚接触は元々ないとしており、濃厚接触での出席停止はございません。

教育長

そのほかインフルエンザについて御質問等ございますか。

(質問等なし)

それでは、続いて交通安全指導について教育部長お願いします。

教育部長

前回の教育委員会において滝委員から御質問がありました、通学時において見守りを
行っている母の会及び地域ボランティア等の人数、保険、交通安全指導について、調査
を行いました。

人数につきましては、母の会は2, 0 0 5名が登録しており、地域ボランティアは小中
学校1 4校中1 0校が6 9名に御協力いただいております。

保険加入状況につきましては、母の会は県民交通災害共済に加入しており、保険料は1
0 0名を超えると一律3 6万円となります。地域ボランティアにつきましては、市社会
福祉協議会ボランティア保険に加入しており、一人あたり3 5 0円となります。

続きまして、両団体への交通安全指導につきましては、各小学校において年1回程度実
施しております交通安全教室への参加を促すほか、年4回程実施されます交通安全運動、
交通安全週間時に市の交通安全指導員より実践指導を受けています。

滝委員

交通安全母の会は無い学校もありますよね。自分も確認してみましたが、1年生・4
年生が対象となる交通安全教室の際に来ていただき、一緒に説明を聞くという学校や引
継ぎで集まった際に詳しい話をする学校があるようです。

教育部長

交通安全週間や交通安全運動の際に立哨として立つ保護者に交通安全指導員と一緒に
立ち、指導することもあります。

滝委員

地域ボランティアについての指導や研修会というのはどうなのでしょう。

教育部長

実践的に指導いただくものは善意から行っているというので、一堂に集めてとい
うのは難しいと思います。

滝委員

保険の要項を見ると、社会福祉協議会に登録していることが大事になるそうです。ボランティアで交通安全指導をしている人として名簿に記載されているか、各学校は毎年確認することが必要になりますね。

教育長

その他ということで何かございますか。

滝委員

部活動について、高校の方では大変なことになっていますね。高野連では、上限を決めることや進学について心配されていました。高校教員の中には部活動のために教員になった方もいて、実際に実績を残しているので、そういう方はどうしたらいいのでしょうか。

教育部長

高校野球に出る学校で休日 3 時間しか部活動を行わない学校はないですよ。

滝委員

元々無理がありますよね。文科省は再来年から実施の方向でしたが、茨城県は今年から行うということですので、北茨城市も着々と進めていただければと思います。

教育長

他に御意見・御質問等ございますか。

鈴木（君）委員

先日、茨城新聞に精華小学校の記事が載っておりました。写真を見て、セリフを言うことで表現力を培いたいという先生の言葉でした。

また、先月の図書館だよりについてですが、1 年間の行事についての記事で、孫もお世話になり、ありがとうございました。

教育長

そのほか御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

（質問等なし）

無ければ議事進行を教育総務課長にお戻しします。

(閉 会)

教育総務課長

以上で令和5年第3回定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後5時00分